

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

このことについて、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和 5 年 7 月 13 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、学校職員が休日に勤務を命じられた場合における「休日の変更」可能な期間を拡大するため、所要の改正を行う必要があるからである。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

「休日の変更」可能な期間を拡大する。

2 改正の理由

学校職員が休日に勤務することを命じられた場合に休日の変更が行える期間を拡大することで、より柔軟な休み方の選択を可能とするため。

3 改正の内容

(改正前) 後8週間内

(改正後) 前後4月内

4 施行期日

令和5年8月1日

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十六年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「その」を「勤務することを命じた」に、「八週間」を「四月前の日から当該勤務することを命じた日を起算日とする四月」に改める。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(休日)

第八条 略

2 校長は、職員に、休日に勤務することを命じた場合には、勤務するこ
とを命じた勤務時間に相当する時間を、勤務することを命じた日を起算
日とする四月前の日から当該勤務することを命じた日を起算日とする四
月後の日までの他の日(第六条の二の規定により指定された時間外勤務
代休時間及び休日を除く。)において勤務させないことができる。

旧

(休日)

第八条 略

2 校長は、職員に、休日に勤務することを命じた場合には、勤務するこ
とを命じた勤務時間に相当する時間を、その日を起算日とする八週間後
の日までの他の日(第六条の二の規定により指定された時間外勤務代休
時間及び休日を除く。)において勤務させないことができる。